

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター施設管理業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項について

「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター施設管理業務委託」の事業実施候補者の特定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター施設管理業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価を実施した上で、評価が最も高い提案者を事業実施候補者とします。

2 評価方法について

- (1) 評価委員会の委員（以下「委員」という。）は、提案書の内容及びヒアリングの内容を踏まえ、「表 プロポーザル評価表」に沿って評価し、評価点を与えます。委員1人あたりの評価点の満点は110点とします。
- (2) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、「表 プロポーザル評価表」のとおりです。
- (3) 全ての評価は絶対評価により行います。
- (4) 委員の持ち点合計の55%を基準点とします（委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は110点、基準点は61点）。基準点に達しない場合は不適格とします。
- (5) 委員が評価委員会を欠席した場合、その委員の評価点は無効とします。

3 評価結果について

- (1) 評価基準に基づいてなされた評価について、項目ごとに点数を算出し、合計点が最も高い提案書を作成した者を事業実施候補者として特定し、当該事業実施候補者との契約について、脳卒中・神経脊椎センター第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会に諮ります。
- (2) 評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、評価項目のうち、特に「5 設置機器の習熟度」の評価点合計が最も高い者を事業実施候補者として特定します。
- (3) (2)における「5 設置機器の習熟度」の評価点合計にて優劣が決しない場合は、「3 統括管理責任者・副統括管理責任者の実績」の評価点合計が最も高い者を事業実施候補者として特定します。
- (4) (3)における「3 統括管理責任者・副統括管理責任者の実績」の評価点合計にてもなお優劣が決しない場合は、委員の投票により当該同点者の順位を決定し、最も順位が高い者を事業実施候補者として特定します。なお、委員の投票結果によつても優劣が決しない場合は、委員長の判断により事業実施候補者を特定します。

表 プロポーザル評価表

評価項目		評価の主な着目点	採点
業務実施体制	1 人員配置予定	業務開始に当たっての人員配置の予定	5 点
	2 免許・資格者の予定数	仕様書の資格者人数との比較	5 点
	3 統括管理責任者・副統括管理責任者の実績	統括管理責任者・副統括管理責任者の設備に関する資格、知識、500床以上の病院での業務経験	10 点
	4 第3種電気主任技術者の実務経験	第3種電気主任技術者免許を有する者の特高もしくは高圧実務経験	5 点
	5 設置機器の習熟度	当院設置機器と同等品（能力が同等以上の製品）を管理運用した経験が統括管理責任者・副統括管理責任者にあるか	10 点
	6 非常時等の対応	非常時（時間外・災害）や苦情・トラブルへの対応	5 点
	7 現場へのバックアップ体制	一時的に人手不足となった際の対応	5 点
	8 職員との連携	施設管理を円滑にするための病院職員との連携	10 点
	9 想定外の故障等への対応	対応策の迅速性・具体性や他業者との連携	5 点
経営への貢献	10 経営への貢献	病院の収益の改善（省エネ・コスト削減）や業務改善提案	5 点
事業の継続性	11 事業者の収益性（売上高）	事業者から提出された損益計算書において、売上高は増加しているか。	5 点
	12 事業者の収益性（営業利益）	事業者から提出された損益計算書において、営業利益は増加しているか。	5 点
	13 事業者の財務の安定性（自己資本比率）	事業者から提出された貸借対照表において、自己資本比率は適正な水準か。	5 点
	14 事業者の財務の安定性（有利子負債自己資本比率）	事業者から提出された貸借対照表において、有利子負債自己資本比率は適正な水準か。	5 点
	15 事業者のキャッシュ・フロー	事業者から提出されたキャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュフローはマイナスになっていないか。	5 点
業務実績	16 業務実績	参加意向申出書を提出した時点で、病床数500床以上の病院において施設管理業務を5年以上継続した実績があるか。	5 点
スケジュール	17 業務開始までのスケジュール	業務開始までのスケジュールの妥当性	5 点
ワーカーに関する取組ラーンスに	18 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	「一般事業主行動計画」の写しの提出がある。	1 点
	19 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク）の取得	「一般事業主行動計画」の写しの提出がある。	1 点
	20 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得	「認定通知書」の写しの提出がある。	1 点
	21 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）の取得	「認定通知書」の写しの提出がある。	1 点
	22 よこはまグッドバランス賞の認定	「認定証」の写しの提出がある。	1 点
障害者雇用に関する取組	23 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成（従業員43.5人以上の場合）又は障害者を1人以上雇用（従業員43.5人未満）	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」）の写しの提出がある。	2 点
厚労省省令基準への適合	24 厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、医療関連サービス振興会に認定された「医療関連サービスマーク」の認証	「医療関連サービスマーク」の認証を受けている場合、「認定証」の写しの提出がある。	3 点
			110 点